

（資料 2 2）

船橋市自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理に関する指針

1 趣旨

この指針は、市及び指定管理者が設置する自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の設置及び管理について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 設置目的

施設の利用者及び職員並びに施設周辺の通行者等の心肺停止者に対し、AED を使用した救命の機会を広げ、救護体制の強化を図ることを目的とする。

3 設置施設

AED を設置する施設（以下「設置施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、職員等による日常的な点検の実施及び緊急時の市民への貸出しに対応できない施設にあつては、設置施設から除外するものとする。

- ① 市の行政財産のうち、同一の建物内又は隣接する建物内に共同で 사용할 ことができる AED が設置されていない施設
- ② 24 時間営業のコンビニエンスストア
- ③ 私立の認可保育所、幼稚園及び認定こども園
- ④ その他市長が特に必要と認めた施設

4 設置台数

AED の設置台数は、一の設置施設につき 1 台とする。ただし、市長が認めたときは、この限りではない。

5 管理者及び点検担当者の設置

AED を適切に管理するため、設置施設ごとに AED 管理者（以下「管理者」という。）を置く。管理者は、設置施設を所管する課長又は設置施設の長若しくはこれに準ずる者をもってこれに充てる。また、管理者は、設置施設に AED 点検担当者（以下「点検担当者」という。）を設置する。

6 管理者の責務

管理者は、善良な管理者の注意をもって AED の適切な管理を行い、AED を常に良好な状態に保つよう最大限努めるものとする。また、設置施設内の他の事務機器や各種備品と同様に、AED の盗難、第三者による破壊及び汚損の防止を図るものとする。

7 点検担当者の責務

点検担当者は、AED を使用する際、管理不備等により正常に作動しないことを防ぐため、

AED の日常的な点検を実施するものとする。

8 その他

この指針に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この指針は、平成 29 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 5 年 3 月 13 日から施行する。